

岩手大学大学院連合農学研究科代議員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学大学院連合農学研究科教授会規則(以下「研究科教授会規則」という。)第7条第3項の規定に基づき、岩手大学大学院連合農学研究科代議員会(以下「代議員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び任命)

第2条 代議員会は、次の各号に掲げる者で組織する。但し、第3号の委員は研究科長の推薦に基づき、岩手大学長が任命する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長補佐
- (3) 研究科の各専攻から選出された主指導資格を持つ代議員(教授または准教授)

(審議事項)

第3条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科教授会に付議する原案の作成に関すること。
- (2) 専攻及び講座間の連絡調整に関すること。
- (3) 緊急な処理が必要なため、研究科教授会で審議するいとまのない案件の処理に関すること。
- (4) 研究科教授会から審議を付託された事項
- (5) その他研究科長が必要と認める事項

2 代議員会は、前項第3号から第5号に掲げる事項について審議したときは、その処理について研究科教授会の承認を求めなければならない。

(代議員会の招集)

第4条 研究科長は、代議員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名する代議員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 代議員会は、岩手大学、弘前大学、山形大学及び福島大学から各1人以上出席し、かつ代議員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第6条 代議員会の事務は、岩手大学農学部事務部において処理する。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、代議員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。